

# アメリカ統一商法典における明示の保証

## —売主の性質保証責任に関する一考察—

笠 井 修

### I 問題の所在

売買契約締結に際し売主が目的物の性質に関し何らかの表示をした場合には、買主はこの表示に基づいて、当該目的物が一定の性質をそなえたものであることを期待するのが通例であろう。ところが実際にはその性質が存在しなかったという場合に、その期待の不実現に対して買主に与えられるべき救済は、<sup>(1)</sup>従来売主の瑕疵担保責任（民法 570 条）の枠内ではかられてきた。しかし、売主による目的物の性質に関する表示は、そのすべてが売主の性質保証責任を導くわけではない。売主の行う、目的物の性質に関する表示の中には、単に売主の意見にすぎないものや誇大な表示などのように、それを直ちに法的な責任に結びつけることに検討を要するであろうものも含まれる。そこで、このような、目的物の性質に関する様々の表示の中から、売主の性質保証責任を導くべき保証表示を峻別するために、その判断基準をどのように設定すべきかが問題となる。

本稿は、<sup>(2)</sup>瑕疵担保責任の枠内における性質保証責任の成立要件の検討に寄与することを目的として、アメリカ統一商法典（Uniform Commercial Code. 以下 UCC と略す）における明示の保証（express warranty）の成立要件を整理分析しようとするものである。UCC は、明示の保証に関し以下にみるような具体的かつ詳細な規定を有している。その明示の保証は、<sup>(3)</sup>日本民法における性質保証とは法律構成のうえで相違が存在するものの、なお日本民法にとっても有益な示唆をもたらしうるものと考ええる。

### （注）

- (1) 例えば、大判昭 8 年 1 月 14 日民集 12 卷 2 号 71 頁、大判大 15 年 5 月 24 日民集

5巻7号433頁（見本による売買）、大阪地判昭52年5月13日判時866号159頁、我妻栄・債各論中1（1957年）228頁、来栖三郎・契約法（1974年）82頁、広中俊雄・債権各論講義（第5版1979年）79頁など参照。

- (2) この点については、わが国では従来議論の対象とされなかったが、例えばドイツにおいては、瑕疵担保責任の枠内における保証責任（*ド民459条2項*）を生ぜしめる保証表示は契約上拘束力のある態様で（*in vertragsmäßig bindender Weise*）なされなければならないとする一般的基準が、学説・判例上示されている。K. Larenz, Lehrbuch des Schuldrechts, Bd. 2, 12. Aufl. (1981) S. 40; RGZ 54, 219.
- (3) UCCにおいては、保証責任は、明示の保証と黙示の保証（*implied warranty*）とから成り立ち、保証違反（*breach of warranty*）に対する救済としては、履行利益の賠償を導くものとされている。

なお、アメリカ法においては、目的物の性質そのものに止まらない保証の成立の余地も認められている。これはしばしば *guarantee* の形で成立する契約によって行われる。*guarantee* は、UCC に規定されていない契約であり、2-313条の明示の保証とは別個独立の契約である。もっとも、*guarantee* が明示の保証を成立せしめる内容の場合も多く、その場合には両者に区別はない。*guarantee* 契約が目的物の性質そのものに止まらない保証を目的として締結された場合に、明示の保証との相違点は、次の点にみられる。すなわち、明示の保証とされるべき場合には、買主は売主の保証違反を追求するために、その保証違反の事実を売主に通知しなければならず（2-607条）、買主は4年の出訴期限に服することになる（2-725条）。これに対し、これらの制限は *guarantee* に基づく主張には課されない（1-103条）。

## II UCC における明示の保証の成立要件

<sup>(4)</sup>  
UCC 2-313 条は、売買の目的物に関する性質の表示が明示の保証を形成するうえで充足されるべき要件として、次の2点を規定している。

第1の要件は、売主が、①目的物に関する事実の確認（*affirmation of fact*）もしくは約束（*promise*）、②物品に関する説明（*description*）、または③物品の見本（*sample*）もしくはモデルの提示、のいずれかの方法によって性質の表示をすることである。売主が保証を生ぜしめる意図を有していたことも“*guarantee*”または“*warranty*”という文言を用いたことも要件ではない。

第2の要件は、性質の表示が「取引の基礎の一部」（*part of the basis of bargain*）になるものであることである。

以下、この2要件について判例・学説の現状を検討したい。

## 1 性質保証の表示

性質保証は様々の形態によって行われる。それらの多様な形態の中から、法的な意味における明示の保証となりうるものとして、UCC は、次の3つの形態を大別している。

### (1) 事実の確認または約束

明示の保証を生ぜしめる最も簡便な方法は物品に関する事実の確認または約束である。UCC は、この両者に区別を設けていない。

事実の確認または約束は、種々の手段によって行われうる。判例に現れた例をみると、手紙<sup>(5)</sup>、宣伝用パンフレット<sup>(6)</sup>、販売店の製品マニュアル<sup>(7)</sup>、看板や雑誌<sup>(8)</sup>の広告などがある。また、明示の保証は、口頭証拠の原則（parol evidence rule<sup>(9)</sup>）に反しない限り、口頭でなされることも妨げはない。

### (2) 説明

説明についても、その表示手段に限定はおかれていない。宣伝用パンフレット<sup>(10)</sup>、修理記録<sup>(11)</sup>、製品のラベル<sup>(12)</sup>、その他の書式によって物品の性質に関する説明が行われたとされた例も存在する。説明による明示の保証は口頭による場合にも成立するが、確認または約束による場合と同様に、口頭証拠の原則に服すると解される。さらに、オフィシャル・コメント（Official Comment. 以下コメントと略す）は、「説明は文言によってなされる必要はない。技術仕様書、青写真およびこれに類似のものは単なる文言よりも正確な説明を与えうるものであり、これらが取引の基礎の一部になっているときは、物品はそれらに一致していなければならない。」<sup>(14)</sup>としている。

説明の態様はこのように多様な範囲にわたる。<sup>(15)</sup>特に、言葉によらない説明として、購入案内書（purchasing guide）に掲載されたイラストが説明となりうるかが争われた事例をみてみよう。

#### ① Rinkmakers v. City of Utica, 348 N. Y. S. 2d 940 (City Ct. 1973)

原告は、アイス・スケート・リンクの設備の製造者であり、自己の製品を説明しイラストを付した購入案内書を発行していた。被告である市は、原告が提示したこの案内書に基づいて屋外スケート・リンク用の整備機械を購入した。案内書の文言には、その機械のサイズが表示されているのみであったが、イラストには、その機械の形状が描かれていた。ところが、実際に給付された機械は、文言による説明には一致していたものの、イラストとは散水

ハンドルの位置およびブレードの幅がくい違っていた。そこで市は、その旨を原告に通知し機械を返還したが、原告はその受領を拒み、代金を請求した。

市裁判所は、「多くの場合には、文言によって商品に関する説明がなされているが、イラストが付されたカタログやパンフレットが用いられる場合も多くなっている。……多色刷りのカタログは大衆に購買を勧誘するものである。言葉による説明には限界があるが、図画や写真、青写真は、購買を勧誘するために広く用いられている。」として、イラストは商品がそこに図示されたものと一致するという明示の保証を生ぜしめる、と判示した。そして、原告はこの保証に合致した商品を給付する義務があるとして、原告の請求をしりぞけた。

このように、明示の保証は、文言のみならず、図画あるいは写真などによっても成立が承認されている。

また、「自動車」、「テレビ」といった一般的な呼称 (generic title) が明示の保証表示となりうるかについてもやや議論がある。この点について、判例多数説は、<sup>(17)</sup>一般的な呼称が用いられることによりその物が通常すべき性質を有するであろうことの保証は、明示の保証ではなくむしろ黙示の保証としてはかれるべきであるとしている。

#### (ウ) 見本およびモデル

言葉による保証に加えて、2-313条(1)項(C)号は、物品が、取引の基礎の一部となっている見本またはモデルに一致する旨の明示の保証をも承認している。

本条の趣旨について起草者は、「取引内容の本質に影響を及ぼす言明に関する基本的立場は、見本やモデルが取引に用いられた場合にも変わるところはない。」<sup>(18)</sup>として、言葉による明示の保証に関する考え方が原則として見本またはモデルにも同様にあてはまることを認めている。そして、見本とモデルの区別について、見本とは「売買の目的物である大量の物品の中から現実に取り出されたもの」<sup>(19)</sup>であり、モデルとは「目的物が手元にない場合に、単に検査のために提出されたにすぎないものであり、大量の物品の中から取り出されたものではないもの」<sup>(20)</sup>と規定している。

このような限定以外には、別段の制限が設けられていないが、売買目的物の一部でも見本またはモデルとなりうるかについてはやや議論がある。次の裁判

例をみてみよう。

- ② Pacific Marine Schwabacher, Inc. v. Hydrosswift Co., 525 P.2d 615 (Utah 1974)

売主が整形したアクリル樹脂を買主に示し、その樹脂が売買目的物であるボートの本体の構造物の厚さを表している旨を述べた。しかし、実際に引渡されたボートのアクリル樹脂は検査のために提示された樹脂よりも薄かったため、売主の保証責任が問題となった。

ユタ州最高裁判所は、オフィシャル・コメントを引用して、「整形されたアクリル樹脂片は、(商品の一部を表すものにすぎず) 2-313条(1)項(C)号に規定された『見本による売買』を生ぜしめるものではない。」としたうえで、「ただし、本件のアクリル樹脂片を示して行われた表示は、確認もしくは約束または説明による明示の保証を構成する」として、買主の主張を認めた。

## 2 取引の基礎

2-313条は、一定の保証表示が明示の保証を生ぜしめるべき第2の要件として、その保証が「取引の基礎の一部」(part of the basis of bargain)をなすものでなければならない旨を規定している。この「取引の基礎の一部」という要件は、統一売買法 (Uniform Sale Act. 以下 USA と略す) 12条の「買主が売主の確認を信頼して (rely) 購入した」という要件が修正・承継されたものである。しかし、この承継はその性格が不明確であったため、USA における買主の信頼の要件と UCC における取引の基礎の要件との関係をめぐり、様々の混乱をひき起こした。すなわちこの文言上の修正が明示の保証の性格に変更を加えたものか否かが問題とされた。

まず、「取引」の一般的な定義をみておく必要がある。「取引」概念は、UCC には定義されていないが、契約法リステイトメントはこれを、「約束をとりかわす、または約束と履行をとりかわす、または履行を相互にとりかわす合意」<sup>(21)</sup>と定義し、「合意」については、「2人またはそれ以上の当事者の行った相互の同意の表明」<sup>(22)</sup>と規定している。

このような「取引」概念からみて、文言上は、USA における明示の保証が、売主の保証表示に基づく信頼責任を導くものであったのに対し、UCC は、売買における有償な交換関係の中に組み込まれた売主の保証表示を担保するものと

して、明示の保証を位置付けていることがうかがわれる。しかし、判例・学説はこの点について共通の理解を有しているわけではない。

(1) 取引の基礎の概念

(ア) 起草者の見解

この点について、コメントは、「実務においては、取引の過程で商品について売主のなした事実の確認は、その商品についての説明の一部とみなされる。したがって、合意という織物 (fabric of the agreement) の中に保証を織り込むためには、かかる言明を (買主が) 特に信頼したということを立証する必要はない。むしろ、そのような確認とみなされるべき何らかの事実が一旦なされたなら、その合意の中からその事実が確かに確認であったという立証がなされることの方が必要である。」<sup>(23)</sup>とする。

このように、起草者は、売主の行った事実の確認は取引の基礎になるという推定を認めている。

さらに、コメントは、物品の引渡後の確認によっても明示の保証が成立する旨を述べている。すなわち、「いつ説明あるいは確認が行われたか、また、いつ見本が示されたかに関する正確な時点は重要ではない。唯一の問題は、言葉、見本またはモデルを契約の一部とみなすことが公正かどうか、である。取引の終了後に言葉による表示が行われた場合に (例えば、買主が引渡を受けるときに追加的な保証を求め、これがなされたような場合に)、その保証は修正 (modification) となり、それが合理的でかつ相当なものである限り、約因による裏付けは必要ではない。」<sup>(24)</sup>としている。

この考え方によれば、保証が取引の終了後になされた場合には、買主にとって契約を締結する際にその表示を信頼する余地はなくても、その表示に基づく明示の保証が成立する。この点からも、起草者は取引の基礎要件を信頼要件とは区別してとらえ、後者の要件を排除したものと考えられる。<sup>(25)</sup>

(イ) 判例の不統一

しかし、この問題について判例には州により不統一がみられる。UCC 同条の規定する明示の保証責任の趣旨を、買主の信頼の保護と考えるべきか、有償な取引関係の保護と考えるべきかについて、十分な根拠をもってその判断を示した判決はほとんどないと言えるが、買主の信頼の存在を明示の保証の成立要件とするものがやや優勢と思われる。

## (a) 買主の信頼を要件とする判例

まず、明示の保証が成立するためには、買主が売主の表示を実際に信頼したことが立証されなければならないとする立場をとる裁判例をみてみよう。

## ③ Hagenbuch v. Snap-On Tools, Corp., 339 F. Supp. 676 (D. N. H. 1972)

原告は、被告から、その発行したカタログをもとにハンマーを買い受けた。そのカタログによれば、そのハンマーは連邦の一定規格に合格するものであるとされていた。原告は、このハンマーを用いて作業をしていたところ、金属片がとび指を負傷し、さらに、同様に目にも傷を負った。後にこの金属片を調べてみると、それがハンマーの一部が欠けたものであることが判明したため、原告は被告に対し不法行為責任とともに明示の保証に基づく責任を追求した。後者の責任について、ニュー・ハンプシャー連邦地方裁判所は次のように判示した。

「1969年度の Snap-On 社のカタログは、連邦規格が（本件）ハンマーにも適用される旨を述べている。明示の保証が成立するためには、本件ハンマーに関する記述の表示が『取引の基礎の一部』をなすものであることが示されなければならない。……原告がカタログを受けとった証拠はあるが、彼がハンマーを買う際にこれを信頼していた証拠はない。したがって、原告は明示の保証の違反に基づいて原状回復する（recover）ことはできない。」

## ④ Sessa v. Riegel, 427 F. Supp. 760 (E. D. Pa. 1977)

競争馬の馬主である原告は、被告から本件馬を 25,000 ドルで購入した。この購入は、事前にその馬を検査した原告の代理人の推薦に基づくものであったが、原告は、購入後間もなく、馬の前足に腱炎が生じていることを発見した。この腱炎自体は間もなく消滅したが、このために馬は跛行を残してしまった。治療と休養とによって、馬は出場した13レース中3レースに勝ち1,306 ドルの収入を原告にもたらしたが、これは、25,000ドルの投資に対する見返りとしては不満足なものであった。原告は馬が健全であることについての被告の保証責任を追求した。

明示の保証および黙示の保証の双方が主張されたが、ペンシルベニア連邦地方裁判所は、明示の保証について、「本件の事実状況に基づけば、被告の言明は 2-313 条(1)項の明示の保証を生ぜしめる性格のものではなく、2-313 条(2)項の単なる意見または推奨にすぎない。」として、原告の主張をしりぞ

けた。そしてさらに、「仮に、売主の言明が明示の保証となりうるものであったとしても、それが2-313条の第2の要件である『取引の基礎の一部』であったかは明らかでない。これは、本質的には信頼の要件であり、当該文言が明示の保証を構成するかに関する判断と複雑に絡み合っている。」としたうえで、本件の場合に、原告が自己の代理人による検査に信頼して当該競争馬を購入したことは、原告が、必ずしも売主を全面的に信頼していたものではないことを示しているとして、売主の言明は取引の基礎の一部ではなかったと判示した。

この判断においては、買主が売主の保証表示を信頼したと売主の保証表示が取引の基礎の一部であることが同義的にとらえられている。

また、井戸の掘削業者が一日に400ガロンの水が湧出する井戸である旨を表示した事件においては、その表示が「自然の傾向において取引に至らしめるであろうものでありかつ実際に取引に至らしめた<sup>(26)</sup>」ものであることが立証されなければならないとして、USAと文言上もほぼ同一の表現が用いられている。

さらに、明示の保証に基づく責任を主張するためには「事実の確認または約束が取引の基礎の一部となり……損害をこうむった当事者が、売買をするにあたって、表示すなわち事実の確認または約束を信頼していた<sup>(27)</sup>」ことが立証されなければならないとして、買主の信頼が売主の保証責任を追求するうえで独立の要件として扱われた裁判例もある。

(b) 買主の信頼を要件としない判例

これに対し、UCCは明示の保証の成立につき買主の信頼を要件としていないとする裁判例もある。

⑤ *Interco Incorporated v. Randustrial Corp.*, 533 S. W. 2d 257 (Mo. App. 1976)

原告会社は、そのビルの床が極めて老朽化し商品の移動にも障害となるに至ったので、ビルの維持管理を営む被告会社から、劣化した床を覆いその床での作業を容易にする本件製品を購入した。原告は、この製品の敷設に満足し、同社の別のビルにもこれを敷設しようとして被告にさらに注文をした。被告のカタログには、本件製品は木製の老朽化した床に敷設することにより床の湾曲を緩和しその上での作業を可能にするものであることが記されていた。しかし今度は、本件製品の敷設がかえって床の状態を悪化させる結果と



なったため、原告は、被告に対し、カタログによる明示の保証に違反したとしてその責任を追求した。

ミズリー州控訴裁判所は、明示の保証の成否に関し、特に、原告の信頼の立証について次のように判示した。

「被告は、原告の保証に対する信頼の立証がなされていない旨を主張するが、これは適当でない。2-313 条には信頼要件は規定されていない。そして、UCC 同条のコメントも、UCC 以前に保証事件で要件とされていた信頼概念は意図的に排除された旨を述べている。……争いのない証拠によれば、原告は本件製品が『相当の湾曲をも緩和する』であろうと述べるカタログを読んだとされ、さらに、原告は製品がそのようなものであると受けとっていた旨を証言している。UCC はこれ以上を要求するものではない。『相当の湾曲をも緩和する』という言明は『取引の基礎の一部』となるものである。原告がある程度まで本件製品に関する自己の過去の経験に依拠していたという事実は、決定的なものではない。明示の保証に対する特別の信頼は、必要とされないからである。」

⑥ *Bigelow v. Agway, Inc.*, 506 F.2d 551 (2d Cir. 1974)

農夫である原告は、干草のカビを防ぐ化学スプレーを購入した。この購入後に、売主の代理人であるセールスマンが原告を訪れ、このスプレーを用いることにより、干草を自然発火の危険なく梱包することができる旨を述べた。そこで原告は、これに従ってスプレーを使用し、干草の湿気がその製品に示された安全に梱包できる水準ではなかったが、その干草を納屋に入れたところ、それが発火してしまった。原告は、売主の目的物引渡後の確認によって明示の保証が成立したと主張した。原審では、原告が敗訴した。

連邦控訴裁判所(第2巡回区)は、原判決を破棄差戻し、保証責任の成立については、次のように判示した。「被告の主張は、(保証)表示は本件スプレーの引渡後になされたものであるから、……『取引の基礎』とはなりえないとの趣旨である。しかし、セールスマンの保証表示によってスプレーが使われたのであり、この表示は保証の修正(modification)であって、これに基づいて訴えうるものである。」このように述べて、目的物の引渡時には信頼の余地のない保証によっても、明示の保証が成立するものとした。

以上のように、判例は、買主の信頼を要件とする傾向にあるもののなお不統

一がみられる。

(ウ) 学 説

(ア) でみたような起草者の説明に対しては、UCC の各州における採用に際して種々の擬議が提起された。例えば、ニューヨーク州法改正委員会 (New York Law Revision Commission) において、ホーノルド (J. Honnold) は、取引の基礎要件の混乱について次のように主張した。

「この混乱の一つの原因は『取引』の語が法律的意思または心理学的意味において一般に理解されていないことにある。……『取引の基礎』とは何なのか。おそらく、他に有用な基準がない以上、裁判所は現在 USA 12条に採用されている、買主が確認<sup>(28)</sup>または約束を信頼していたかどうかのテストを採用せざるを得ないであろう。」

このような考え方は、その後も主張され、USA 12条と UCC 2-313条とは文言上の相違があるのみであり、買主の信頼は UCC 同条においても要件とされるべきであるとする解釈が行われている。<sup>(29)</sup>これに対し、UCC 同条は買主の信頼を推定する趣旨の規定と解する見解がある。<sup>(30)</sup>この見方によれば、売買が売主の保証表示の後になされたことの立証があれば、売主の表示に対する買主の信頼が推定される。さらに、買主の信頼は取引の基礎の概念とは無関係であるとし、売主が買主の信頼の不存在を証明してもそれによって保証違反の主張を無効ならしめるものではないとの主張もある。<sup>(31)</sup>これらの見解は明確な根拠を示しているものは少ないが、コメントも指摘するように、UCC における「保証に関する法の最終目的は、売主が本質的に何を売買することに合意したのかを確定することにある。」という立場を前提にすれば、UCC は、USA の信頼要件を排除したと考えることが一貫するものと思われる。

(2) 取引の基礎に取り込まれるべき性質

(ア) 意見または推奨と保証との区別

上にみたように、UCC は、性質保証の表示形態には別段の制限を設けていないが、同条(2)項は、「物品の価値のみに関する確認または物品についての売主の意見もしくは推奨にすぎない表示は、保証を生ぜしめない。」として、表示内容が、性質保証としてなされたものでなければならぬ旨を規定する。しかし、この単なる意見または推奨と保証との区別は明確ではない。コメントも、この点については、「当該状況において、客観的に判断して、売主のどのよ

うな発言が取引の基礎の一部になったのか。前述のとおり、売主の発言はすべて、それを否定する十分な理由がない限り、取引の基礎の一部となる。しかしながら、共通の経験からみて、ある種の発言または予測については、それを取引の中に含ませることが公正でないと考えられるので、(2)項の規定が（本条中に）おかれているのである。」と説明しているにとどまる。

この意見または推奨と保証との区別が特に問題となるのは、いわゆる誇大広告（puffing）および、販売上の言葉（sales talk）と保証との区別についてである。

これらがどこまで取引の基礎に含まれるかについては、判例も一般的な基準を示してはいない。多くの裁判例からその判断基準を析出しようとする試みは、学説によって取り組まれており、当該表示が事実か意見かによる判断や買主が当該表示を取引の基礎とうけとることが合理的か否かによる判断などが主張されているが、有力なものとはなっていない。

(i) 取引の基礎に取り入れられるべき見本またはモデル

言葉による保証の場合に比べて、見本またはモデルによる保証の場合は、それが取引の基礎に取り入れられるかにつきいっそう微妙である。まず、いかなる物が保証を生ぜしめる見本またはモデルとなりうるか、が明らかにされなければならず、次に、見本またはモデルの持ついかなる性質が保証されたものとなるのか、が問題である。

(a) 見本またはモデルにおける取引の基礎の推定

コメントは、言葉による保証に関する原則は、見本またはモデルによる保証の場合にもあてはまるとしながらも、「直接の見本としてよりもむしろ例示的な（illustrative）見本としてある商品が見せられたような場合には、その事実はしばしば曖昧となる。」と指摘する。このような場合の処理について、コメントはさらに、「一般には、事実の確認と同様に見本やモデルも取引の基礎とする意図があったという推定がなされる。しかし、事実認定の問題は避けられない。」<sup>(34)</sup>として、見本として提示されたものは、それが明示の保証を生ぜしめるものとしての法的な意味での見本となるという推定、すなわち、それが取引の基礎に取り込まれるという推定を認めている。そして、この推定についてさらに次のように付け加えている。「売主が大量の在庫から取り出したものとして見本を見せる場合に、その見本は公正に取り出されたものであることが、当

然信義誠実から要求される。しかし、商取引の経験からみて、単に『見本』を見せたということ自体から、それが単に契約の目的物の性質を『示唆』したにすぎないものか、それとも、その性質『である』ということを意図したものかは明らかでない。問題は、売主が見本を示して、商品全体が少なくともその見本に示された価値を有しているということについて自分が責任を負うべくふるまったかどうか、にある。<sup>(35)</sup>」

このように、見本やモデルが取引の基礎の一部となるという推定は、認定された事実によってくつがえされうるものである。例えば次の例をみてみよう。

⑦ Agricultural Services Association, Inc. v. Ferry-Morse Seed Co., 551 F. 2d 1057 (6th Cir. 1977)

本件ではまず、売主の行ったオクラの種子に関する説明による保証責任が問題になったが、売主は、説明と見本とが矛盾するため、見本が説明にとってかわる(2-317条)と主張した。そこで、見本による明示の保証の成否が争われ、売主は、その見本は売買の前に同種類の種子の中から取り出したものであり、本件の種子はこれに一致していると主張した。

連邦控訴裁判所(第6巡回区)は、「過去の説明または見本が取引の一部となりうるためには、両当事者が相互に契約内容を合意しかつ説明または見本がその合意内容と一致するものでなければならない。……(売主は)そのような相互の合意内容を主張していない。逆に(買主の)証言によれば買主が本件種子を買ったのは、(保証されたオクラの種子と同種類の)種子に関する過去の『好結果の経験』によるものであって、過去の説明または見本によるものではない。」と述べた。

本件種子と同種類の種子に対する過去の経験が買主を売買に導いた点が、取引の基礎の推定をくつがえしたのである。

しかし他方では、契約の交渉中に示された見本が明示の保証を生ぜしめることを否定しつつ、「見本の提示は必ずしも明示の保証を生ぜしめるものではない。合意内容から、見本によって契約を締結する意図が証明されなければならない。<sup>(36)</sup>」と判示した例も存在する。

勿論、買主が見本またはモデルを受け取るまで注文を保留しうる場合、または買主が注文書の中で見本について明確に言及している場合などは、明確に、見本またはモデルが取引の基礎になりうるものとされている。<sup>(37)</sup>

## (b) 取引の基礎に取り入れられるべき、見本またはモデルの性質

いかに単純な見本またはモデルであっても、そこには無数の性質が存在している。これらの性質のすべてが取引の基礎に取り込まれるのであれば、売主は見本またはモデルの完全な複製品を給付しなければならないことになる。しかし、実際には、見本またはモデルが有する性質の一部のみが取引の基礎に取り込まれるため、それ以外の性質については見本またはモデルと異なる目的物が給付されても、明示の保証に対する違反がなされたことにはならない。問題とされるのは、見本またはモデルによっていかなる範囲の性質が保証されたのか、である。

コメントはこの点について、「見本が大量の在庫から取り出されたものであるときは（保証）責任について明確に否定されていない限り、その見本が契約された商品の価値を表すものとみなされなければならない。他方、手元にない商品のモデルが提示されたときは、そのモデルが目的物の文字通りの説明になるという商取引上の推定は、そう強いものではない。また、買主の主張による修正がモデルの何らかの特徴を損なう場合には特にそうである。<sup>(38)</sup>」として、見本を用いた場合のほうが、モデルによる場合よりも、保証される性質の範囲が広いという一般的傾向を指摘してはいるものの、必ずしも明確ではない。また、学説も何らかの判断基準を提示することに消極的である。売買に際しての当事者の発言がこの判断にとって重要であるとして、いくつかの場合を例示した<sup>(39)</sup>ものもあるが、基準として十分ではない。

判例は、具体的な事実関係から個々の保証された性質の範囲を確定している。<sup>(40)</sup>

## (注)

## (4) UCC 2-313 条（確認、約束、説明、見本による明示の保証）

「(1) 売主による明示の保証は、次の場合に生じる。

(a) 売主が買主に対してなした事実の確認または約束であって、その物品に関連するものであり、かつ、取引の基礎の一部をなすものは、その物品が確認または約束に合致する旨の明示の保証を生ぜしめる。

(b) 物品についての説明で取引の基礎の一部をなすものは、その物品がその説明に合致する旨の明示の保証を生ぜしめる。

(c) 見本またはモデルで取引の基礎の一部をなすものは、その物品の全体がその見本またはモデルに合致する旨の明示の保証を生ぜしめる。

- (2) 明示の保証の成立には、売主が“warrant”もしくは“guarantee”といった形式的文言を使用することも、または、売主が保証をする特別の意思を有していることも必要ではない。ただし、物品の価値のみに関する確認または物品に関する売主の単なる意見または推奨にすぎない表示は、保証を生ぜしめない。」
- UCCにおける保証責任については、A. M. Baker, D. R. Frederico, J. H. McKeon Jr., P. Mueller and D. A. Bailey, *Article Two Warranties in Commercial Transaction*, 64 CORNELL L. REV. 30 (1978) が有益である。
- (5) 例えば, Matlack Inc. v. Hupp Corp., 57 F. R. D. 151, 155 (E. D. Pa. 1972).
- (6) 例えば, Fargo Mashine & Tool Co. v. Kearny & Trecker Corp., 428 F. Supp. 364, 370 (E. D. Mich. 1977); Whitaker v. Farmhand, Inc., 567 P. 2 d 916, 921 (Mont. 1977); Hawkins Constr. Co. v. Matthews Co., 209 N. W. 2 d 643, 654 (1973).
- (7) 例えば, Bickett v. W. R. Grace & Co., 12 U. C. C. Rep. 629, 641 (W. D. Ky. 1972).
- (8) 例えば, Eddington v. Dick, 386 N. Y. S. 2 d 180, 182 (City Ct. 1966); Elanco Prods. Co. v. Akin-Tunnell, 474 S. W. 2 d 789, 792 (Tex. Ct. App. 1971).
- (9) Shore Line Props., Inc. v. Deer-O-Paints & Chems., Ltd., 538 P. 2 d 760, 764 (1974). 口頭証拠の原則 (UCC 2-202 条) については, J. J. WHITE & S. SUMMERS, *UNIFORM COMMERCIAL CODE* §§ 2-9 to 2-12 (2 d ed. 1980) 参照。
- (10) 例えば, Rinkmakers v. City of Utica, 348 N. Y. S. 2 d 940, 943 (City Ct. 1973); Drier v. Perfection, Inc., 259 N. W. 2 d 496, 502 (S. D. 1977).
- (11) 例えば, Miles v. Kavanaugh, 350 So. 2 d 1090, 1092 (Fla. Ct. App. 1977).
- (12) 例えば, Woodbury Chem. Co. v. Holgerson, 439 F. 2 d. 1052, 1055 (10 th Cir. 1971).
- (13) 例えば, 注文書にカーベットの詳細な記載があった事例として, Mohasco Indus., Inc. v. Anderson Halverson Corp., 520 P. 2 d 234, 235 (1974).
- (14) Official Comment 5 to UCC §§ 2-313.
- (15) コメント 3 も言うように, 「実務においては取引過程において売主の行った物品についての事実の確認は, その物品についての説明の一部とみなされる」にもかかわらず, 両者を区別することには, 次の意義がある。すなわち, UCC は, 事実の確認が売主によってなされることを必要としている。しかし, 説明についてはこの限定が存在しないため, 買主の方で, 自己の望む商品について説明することができる。したがって, 例えば, 買主が売主に対し自己が購入を希望する商品について説明した注文書を送り, 売主が商品を送付してこれに応えた場合には, 説明による保証が成立する (R. NORDSTORM, *HANDBOOK OF THE LAW OF SALES* § 71, at 222 (1970))。
- (16) 例えば, Alan Wood Steel Co. v. Capital Equip. Ents., Inc., 349 N. E. 2 d 627 (1976).
- (17) Baker *et al*, *supra* note 4, at 48-49. これに反対の見解として WHITE & SUMMERS, *supra* note 9, § 9-3.

- (18) Official Comment 6 to UCC § 2-313.
- (19) *Ibid.*
- (20) *Ibid.*
- (21) Restatement of Contracts, (Second) § 3.
- (22) *Ibid.*
- (23) Official Comment 3 to UCC § 2-313.
- (24) Official Comment 7 to UCC § 2-313.
- (25) Note, "*Basis of Bargain*"—*What Role Reliance?*, 34 U. PITT. L. REV. 145.
- (26) Terry v. Moore, 448 P. 2 d 601, 602 (Wyo, 1968).
- (27) Speed Fasteners, Inc. v. Newsom, 382 F. 2 d 395 (10 th Cir. 1967).
- (28) 1 STATE OF NEW YORK, REPORT OF THE LAW REVISION COMMISSION, STUDY OF THE UNIFORM COMMERCIAL CODE 392 (1955).
- (29) Note, *Legislation, Sales Warranties Under the Pennsylvania Uniform Commercial Code*, 15 U. PITT. L. REV. 331 (1954).
- (30) Shanker & Abel, *Consumer Protection Under the Article 2 of the Uniform Commercial Code*, 29 OHIO ST. L. J. 689, 690 (1968).
- (31) Baker *et al*, *supra* note 4 at 56; Note, *supra* not 25 at 152; 3 R. A. ANDERSON, UNIFORM COMMERCIAL CODE 41, 42 (1983); BUNN, SNEAD, SPEIDEL, AN INTRODUCTION TO THE UNIFORM COMMERCIAL CODE 93 (1964).

なお、ウィリントン(UCC)施行前にすでに、買主の保証請求に信頼の立証を要求することに批判的であった。「信頼の要件に過大な結果を結びつけることには、危険がある。これを立証する責任が買主にあることは明らかである。しかし、保証は買主にとって物品を購入する唯一の誘引である必要はない。売主の言明が自然に買主をして物品の購入に至らしめるものであり、かつ、買主が実際に物品を購入したのであれば、それ以上、買主の信頼を立証する必要は一般にない。」1 WILLISTON, THE LAW GOVERNING SALE OF GOODS § 206, at 534-535 (1948).

- (32) Baker *et al*, *supra* note 4.
- (32) Official Comment 6 to UCC § 2-313.
- (34) *Ibid.*
- (35) *Ibid.*
- (36) Kooper Glo Fuel, Inc. v. Island Lake Coal Co., 436 F. Supp. 91, 95 (E. D. Tenn, 1977).
- (37) Blockhead, Inc. v. Plastic Forming Co., 402 F. Supp. 1017, 1026-7 (D. Conn. 1975); Matsushita Elec. Corp. of America v. Sonus Corp., 284 N. E. 2 d 880, 888-89 (1972).
- (38) Official Comment 6 to UCC § 2-313.
- (39) 例えば、ペイカーらは、売主が「この見本は、売買目的物と同一のものです。」と述べた場合には、見本と目的物との完全な一致を保証したと解されようし、「この見本は、目的物と色のみが一致します。」と述べれば、それ以上の一致は要

求されないと解されるという例をあげている (Baker *et al*, *supra* note 4 at 58-59)。

- (40) 例えば, Blockhead, Inc. v. Plastic Forming Co., 402 F. Supp. 1017(D. Conn. 1975)。

### Ⅲ 結び——UCC における明示の保証の特質

以上, UCC における明示の保証の成立要件を考察してきたが, 最後に, わが国を含む大陸法における性質保証との対比において注目すべき以下の諸点を指摘しておきたい。

第1に, 明示の保証に基づく性質保証責任の成立にとって, 売主が実際に保証の意思を有したことは必要とされない点が指摘される。売主の保証意思が存在しなくても, 合理的な買主であれば性質保証がなされたと受け取るべき外観があれば足りるものとされており, 保証が売主の意思をはなれて成立しうるものとされている。

第2に, 売主による保証表示が取引の基礎の一部をなすものであることが要件とされることにより, 保証が取引の対価的評価の中に組み込まれている点が注目される。これにより UCC の明示の保証は, 混乱はあるものの, それ以前の買主の信頼保護の制度からその趣旨を転換したものとみることができる。

第3に, その成立要件の具体性・詳細さに注目すべきであろう。保証の形態に即したこの具体的な要件は, わが国における性質保証責任の成立要件の精密化にとっても極めて示唆に富むものと言えよう。

以上の考察を足がかりに, さらにわが国における性質保証責任の成立要件を検討することは, 今後の課題としたい。

(筆者の住所: 〒186 国立市東 2-25-19-201)